

# 千代田区議会議員防災服貸与規程

(昭和58年3月31日 議長決裁)

(目的)

第1条 この規程は、千代田区議会議員(以下「議員」という。)に対し非常災害時における現地の視察及び調査等の議会活動に必要な被服を貸与することを目的とする。

(貸与品及び貸与期間)

第2条 貸与する被服(以下「貸与品」という。)の種類は別表のとおりとする。

2 前項の規定による貸与品の貸与期間は、議員の任期とする。ただし、貸与した貸与品の損耗度その他の事情を考慮して、当該期間を延長又は短縮することができる。

(再貸与)

第3条 貸与期間内において、貸与品を亡失又はき損したため代品を要すると議長が認めるときは再貸与することができる。

(貸与品の取扱)

第4条 被貸与者が任期満了及びその他の事由により議員の身分を失ったときは、貸与品を直ちに返納しなければならない。ただし、天災、地変その他の不可抗力によって貸与品を返納することができないときはこの限りでない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は議長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に貸与した被服は、この規程により貸与したものとみなす。

## 別表(第2条関係)

品 名	数	量
防災服(上・下)	1	着
作業帽	1	個
安全靴	1	足
ベルト	1	個
軍手	1	双